

鳥栖駅東側エリア活用創出チャレンジ事業に係る企画提案業務仕様書

1 委託業務名

鳥栖駅東側エリア活用創出チャレンジ事業に係る企画提案業務

2 事業の目的

鳥栖駅東側エリア活用創出チャレンジ事業は、鳥栖駅東側エリアにおいて、広域的に多くの人が集まるイベントを開催して、市民、県民が、このエリアをどうするかを考えるきっかけをつくり、自発的な活用を創出してその効果を鳥栖市および県東部地域に波及させ、地域全体の発展を促進することを目的とする。

3 事業の背景

鳥栖駅東エリアの都市広場は交通の要衝であり、プロスポーツの本拠地に隣接する好立地であるが、普段はほとんど利用されていない。鳥栖市も同様の問題意識を持ち、都市広場に人を集め、西側エリアの商店街や商業施設に人流を作りたいと考えている。

4 ターゲット

- ・鳥栖市民、佐賀県民に加え、近隣の福岡県の市民（那珂川市、筑紫野市、小郡市、久留米市など）
- ・新しいモノ/コトへの情報感度が高い方

5 目標

イベント参加者数を、延べ10,000人とする。

6 契約期間

契約締結日から令和8（2026）年3月31日（火曜日）まで

7 業務内容

当該事業を効率的に実施できる体制を構築するとともに、広域的に多くの方の来訪に繋がる企画内容、効果的な広報業務を実施すること。具体的事項は以下とする。

（1）イベントの目玉となるシンボルモニュメントの企画提案

目的：JR鳥栖駅利用者や鳥栖駅周辺を行き交う方々の目に留まり、写真を撮り、SNSに投稿したくなるようなシンボルモニュメントを期間限定で設置し、鳥栖駅周辺エリアへの来訪を促す。

- ① 実施時期：令和7年秋頃（現状は10/1（水）～17（金）を想定。設置・撤収含む。同期間にて都市広場仮押さえ済）

- ② 実施場所：鳥栖市都市広場
- ③ 実施内容：
 - ア 鳥栖とストーリーがあるもの
 - イ 来訪者が写真を撮り SNS で拡散したくなるような要素を入れること
 - ウ 鳥栖駅ホームからも見えるくらいの大きさのモニュメントを提案すること。
 - エ 提案時に 3 案以上用意すること
- ④ 注意事項：
 - ア モニュメントはイベント開催期間中のみの展示とする。
 - イ サガン鳥栖ホーム戦時は都市広場が使用できないため、試合日程を確認の上、展示期間を提案すること。

(2) 都市広場でのイベントの企画提案

目的：広域的に多くの人が集まるイベントを開催して、市民、県民が、このエリアをどうするかを考えるきっかけをつくり、自発的な活用を創出してその効果を鳥栖市および県東部地域に波及させ、地域全体の発展を促進すること。

- ① 実施時期：令和 7 年秋頃
- ② 実施場所：鳥栖市都市広場
- ③ 実施内容：
 - ア 以下の都市広場の利用規定を参照の上、企画提案すること。
<https://www.city.tosu.lg.jp/soshiki/11/3299.html>
 - イ 参加者が会場で SNS などに投稿しやすいように、フォト（映え）スポット（イベント名が入った立方体の構造物など）を設置すること。
 - ウ イベント名を参加者が直感的に認知できたり、覚えてもらうためにロゴマークを作成し、様々な製作物等に使用すること
 - エ 開会セレモニーの企画運営等を提案し、滞りなく実施すること。
 - オ 鳥栖駅から都市広場へ繋がる「虹の橋」を装飾することで、会場到着までの盛り上げを醸成すること
 - カ 「別紙 1_所管課」ファイル参照の上、該当の所管課と利用規約等を確認の上、企画提案すること。
- ④ 注意事項：
 - ア イベント実施の際は、周辺住民に配慮した音量の制約とステージ等を組む際の芝生保全に留意すること。
 - イ 催事にあたり会場内に救護・授乳スペースを設置するとともに、障がいなどのある方への配慮や、情報保障等を含む合理的配慮の実施。
 - ウ 荒天時対策：ステージや主要コンテンツ実施時の天候への対応（仮設テント等）
 - エ イベントの自走を見据え、可能な限りイベントへの協賛企業を募ること。

オ イベント保険加入、及び適切な安全・衛生管理の実施。駐車場警備の実施等。

(3) 鳥栖駅西側エリアへの周遊企画提案

目的：本イベント参加者が鳥栖駅西側エリアへも周遊し、地元商店街・飲食店などの利用を促進すること。

① 実施時期：イベントと同時期

② 実施場所：鳥栖駅西広場・中央公園等

③ 実施内容：

ア 本イベント参加者が鳥栖駅西側エリアへも足を運びたいくなるような連動した企画を提案すること。

イ (2)の都市広場でのイベントをベースに、鳥栖駅西広場・中央公園等をサテライト会場としての企画を提案すること。

ウ 「別紙1_所管課」ファイル参照の上、該当の所管課と利用規約等を確認の上、企画提案すること。

(4) プロスポーツチームとの連携企画提案

目的：鳥栖市に本拠地を構えるサガン鳥栖と久光スプリングスのプロスポーツ2チームと協力した企画をとおして、チームのPR及び観戦客増につなげる。

① 実施時期：イベントと同時期

② コンテンツ：プロスポーツチーム・選手等

③ 実施内容：

ア プロスポーツチームと連携した企画を提案すること

(5) 広報PRの企画提案

目的：ターゲットに対して効果的な情報発信を行いイベントへの来場促進を図る。

① 実施時期：適宜

② 実施内容：

ア 公式HPの運営

イ ポスター・チラシの作成及び発送、及び当日パンフレット（会場内配布）の作成

ウ SNSを活用した広報

その他、効果的な手法があればあわせて提案すること。

※ターゲットの接触頻度が高いチャンネルを選定すること。

(6) その他

① 事業効果の分析・検証のため、イベント参加者数の集計、参加者へアンケート等を実施し、課題と対策等を分析した資料を提出すること。

8 実施体制

- (1) 本事業実施において、技術や知見があり、特に佐賀県及び鳥栖市内に関する基礎知識・土地勘、行政課題の把握、的確なアドバイスや各種デザイン展開及び調整ができる人員を配置すること。
- (2) イベント全体をプロデュースするクリエイティブディレクターを配置すること。
- (2) 業務進行、緊急時現場対応を行う人員を佐賀県内に置くこと。
- (3) その他、業務全般に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。

9 その他

- (1) 作成するグッズやノベルティは全種類、県の保管用として用意すること。

10 業務終了後の提出書類

業務終了後の提出書類は以下のとおりとする。

- (1) 完了報告書
 - ① 実施したイベント等については、開催内容が確認できる写真等を添付すること。
 - ② 製作物については、確認できる現物及び写真等を添付すること。
 - ③ 各種イベント来訪実績、各種メディア掲載実績を記載すること。
- (2) その他、委員会事務局が指示する事項・資料等

11 その他の留意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、委員会事務局と随時打合せを行うこととする。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委員会事務局と受託者が協議の上、これを定めるものとする。
- (3) 製作に当たり、第三者（委員会及び受託者以外の者）が所有する素材を用いる場合には、著作権処理等を行うこととする。
- (4) 受託者が製作したデータや写真、イラスト、動画、文章等の著作権（著作権法第21条から第28条に定める全ての権利を含む。）は、委員会に帰属するものとする。ただし、受託者が単に使用する場合には、委員会事務局と協議するものとする。
- (5) 本事業の実施に係る関係機関との調整等が必要な場合（申請・届出等含む）については、受託者によりこれを行う。
- (6) 本業務関係書類（支払関係書類を含む。）については、業務完了後5年間保存しなければならない。
- (7) 受託者による会場の汚損及び損傷または第三者への損害は、受託者が弁償または賠償する。
- (8) 業務の一部を再委託により実施する場合には事前に委員会事務局と協議の上、行うこと。
- (9) 個人情報保護及び情報セキュリティに関し最新の注意が必要とされるため、受託事業者へ以下の事項を義務付ける。

- ① 業務上知り得た個人情報の秘密保持を確保し第三者への情報提供を禁止する。
 - ② 受託業務目的以外の利用の禁止
 - ③ 受託業務目的以外の個人情報データの複写又は複製の禁止
 - ④ 業務従事者による個人情報保護の誓約
 - ⑤ 事故発生時の報告義務と報告手順の明確化
- (10) 委託業務完了後、すみやかに完了報告書等の関係書類、請求書を提出すること。